

送金状況確認書

被扶養者と別居をしている場合、送金状況について各項目を漏れなく記入し、確認資料と併せて提出してください。

1 組合員及び別居している被扶養者の情報(2022年12月31日現在)

組合員番号		組合員氏名			
被扶養者	氏名	生年月日	年	月	日生
	居住地 (住所)				

2 別居期間 ※引き続き別居の方は、終了日は未記入。

別居期間	(開始)	年	月	～ (終了)	年	月
------	------	---	---	--------	---	---

3 2022年中の口座間送金

月分	送金日	送金額	月分	送金日	送金額
1月分	年 月 日	円	7月分	年 月 日	円
2月分	年 月 日	円	8月分	年 月 日	円
3月分	年 月 日	円	9月分	年 月 日	円
4月分	年 月 日	円	10月分	年 月 日	円
5月分	年 月 日	円	11月分	年 月 日	円
6月分	年 月 日	円	12月分	年 月 日	円
特記事項があればご記入ください。					1～12月の送金合計
					円

4 口座間送金以外の方法で負担している(渡している)生活費

次の6つのうち該当する項目に☑チェックを入れてください。併せて、年間の負担額を合計して記載し、その事実が分かる資料を提出してください(当共済組合に書類到着後、内容を確認したうえで、別途必要な資料等をご案内します)。

- 手渡しをしている
- 学費を負担している
- 組合員の給与と口座の通帳(またはカード)を被扶養者に渡し、被扶養者が適宜出金している
- 送金しているが、振込人が組合員、受取人が被扶養者であることが確認できない
- 家賃や水道光熱費を負担している(組合員から直接引き落としている等)
- その他()

年間負担額

円程度

5 確認資料

① 送金が確認できる資料を提出してください。

・通帳(写)、利用明細書(写)、送金額や振込人・受取人が記載された書面等

※通帳(写)を提出する場合、振込人が組合員であること及び受取人が被扶養者であることを確認できるよう、通帳の表紙と金額面をコピーしてください。また、送金以外の部分はマスキングしてください。

・2022年中に同居・別居を開始した場合、裏面「居住状況を確認できる資料」を参照し、資料を提出してください。

② 送金が確認できる資料を提出できない場合、次のうち該当する項目に☑チェックし、必要事項を記入の上提出してください。

- 生活費は渡していない、負担をしていない。
※認定取消手続きが必要です。同封の【取消用】被扶養者申告書をご確認ください。
- その他 上記以外で確認資料を提出できない具体的な理由をご記入ください。

※裏面「別居している被扶養者への送金条件」を参照し、速やかに送金方法を切り替えてください。

居住状況を確認できる資料

2022年中の 居住状況	資格確認時 (現在)	確認資料
同居	同居	住民票(世帯全員)
同居	別居	組合員と被扶養者分の住民票(世帯全員) ※住民票の除票可
別居	同居	住民票(世帯全員)

※ 2022年1月1日から2022年12月31日まで、全ての期間、別居をしていた場合は**提出不要**です。

(例1) 2022年中は1月から9月まで別居をしていたが、2022年10月から2023年10月1日現在まで同居している。

この場合、いつまで別居をしていたか確認するため住民票(世帯全員)、別居期間中の送金状況を確認するため、送金状況確認書_様式2、2022年1月から2022年9月までの送金を確認できる資料の提出が必要です。

(例2) 2022年中は4月から別居を開始し、2023年10月1日現在も別居をしている。

この場合、別居を開始した日を確認するため組合員と被扶養者分の住民票が必要です(住民票の除票可)。別居日以降の送金状況を確認するため、送金状況確認書_様式2、2022年4月から2022年12月までの送金を確認できる資料の提出が必要です。

別居している被扶養者への送金条件

別居をしても条件を満たせば被扶養者と認められるのは、配偶者(内縁関係を除く)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹に限ります。それ以外の被扶養者と別居した場合は、認定取消の手続きが必要となります。

条 件		注 意 事 項
①送金方法	口座間送金 (※1)	組合員の口座から被扶養者名義の口座あてに限ります。(※2)
②送金額	被扶養者の収入額以上	月收入額が5万円以下の場合は、最低5万円の送金。
③送金頻度	毎月	一括、賞与時のみ、年間数回等は認められません。

※1 1つの口座でのやり取り(組合員が通帳を持ちお金を預け入れ、被扶養者がキャッシュカードでそのお金を下す等)の方法は原則認められません。

※2 被扶養者が子である場合かつ受取人が被扶養者と同居する組合員の配偶者である場合には、送金の実績として認められますので、被扶養者の住民票及び組合員と配偶者の続柄を確認できる資料を併せて提出してください。

「国家公務員共済組合法等の運用方針」の改定に伴い、2023(令和5)年2月1日以降の送金について、取扱方法が変更となりました。詳細は共済組合HPをご覧ください。

